

BBDに関する伊藤詩織氏代理人コメント

2025年2月20日

伊藤詩織氏代理人

弁護士 師岡 康子

弁護士 神原 元

伊藤詩織さんの体調が不良でドクターストップがかかったため、本件記者会見は中止とさせていただき、以下の点について代理人としてコメントを公表します。

第一に、防犯カメラ映像の利用についてですが、まず、本件映画で使っているのはホテルから提供された映像（オリジナル版）ではありません。2023年12月の元代理人からの、ホテルに対する裁判以外で使うべきではないとの意見を受けて、ホテルの内装、外装、タクシーの形状、山口氏の姿などをCGを用いて加工し、スクリーン上、英語でこの映像はホテルのオリジナルのものでないと表記しました。

その後、2024年7月の西廣弁護士らとの協議を踏まえ、最新バージョンではスクリーン上に日本語でもホテルのオリジナルのものでないことを明記しました。

ただし、作り直した映像においても、ホテルのオリジナル版の一部は使っています。それは、酩酊状態でタクシーから降りない伊藤氏をタクシーから抱きかかえて降ろし、自力で歩けない伊藤氏をホテルの入り口まで引きずり入れている伊藤氏と山口氏の動きです。

なぜなら、この映像が伊藤氏の同意のない性暴力事件であることの唯一の視覚的証拠だからです。伊藤氏は一審勝訴後も、現在に至るまで、同意があったのに嘘つき等とネット内外で誹謗中傷を受け続けています。裁判勝訴だけでは救済されていません。とりわけ本件では、ホテルのオリジナル映像が証拠で提出され、閲覧制限がかかっていなかったこともあり、伊藤氏が自力で歩いて出ていく映像が裁判中からネットで流出し、それがあたかも同意があったことの証拠のように使われ、現在まで何十万回も再生されてネットリンチの最大の原因となっています。

伊藤氏は恐怖で日本にいることもできなくなり、メールを開くことすら困難になり、日常生活も仕事にも深刻な支障を及ぼしました。そのため、山口氏への民事裁判を抱えながら、伊藤氏は、ネットの匿名者などを訴える民事裁判を数件を起こさざるを得ませんでした。これらの裁判の代理人は佃克彦弁護士でした。

もし、山口氏と伊藤氏の実際の動きを変更する、たとえばアニメ映像などに変えてしまうなら、伊藤氏への疑惑を完全に打ち消すことはできません。

また、このドキュメンタリー映画の目的は、性被害の実態及び性被害の防止及び救済の法的、社会的に極めて困難であることを映像で社会に訴え、変えていくことです。そのためにも、本件の性暴力の現場の稀有な映像を示し、実際にこのような形でこの社会の多くの人々の目の前で起きていて、それが止められず、事件後もこれほど明確な性犯罪にも関わらず、権力によりもみ消され、被害者が大きな二次被害を負いながら民事裁判を起こさざるを得ず、被害者が死に直面する苦しみを受け続けたことを示すことは、高い公益性があります。

他方、ホテル側には顧客のプライバシーを守るという営業上の利益がありますが、2018年の誓約書作成の時点と現在とは事情が異なります。本件映像は、裁判中誰もが閲覧可能な状態にあり、本件映像を提供したホテル名はすでに多数報道されて公知の事実となっています。何より、本件映像は裁判により、性暴力の現場の証拠であることが確定しています。

このような事情の変化を踏まえ、伊藤氏本人及び性暴力の被害者の救済という公益性の観点から、両者を比較考量すれば、仮に本件映像がホテルのオリジナル版と別のものと認められなかった場合でも、ホテルのオリジナル版の一部使用が許容されうると考えます。

この点、元代理人から、ホテルとの誓約が順守されなければ、今後ホテルから協力が得られなくなり性被害者の救済に支障が生じるとの主張がなされています。しかし、もとより防犯カメラはホテルで起こる犯罪を防止する目的で設置されているものであり、現行法上でも、性暴力の証拠である場合、文書提出命令（民事訴訟法第220条、第231条）があればホテルは応じざるを得ません。

そもそも伊藤氏のように、性暴力の被害者であり、かつ、映像ジャーナリストであり、しかも自らの闘いの姿を記録し、それをドキュメンタリー映画にし、自らの被害現場を世界の人々にさらけ出して問題提起したのは世界で初めてです。伊藤氏がホテルから得た映像の一部を映画に使用したからといって、他の性暴力被害者が同様の行動をするだろうとの合理的推測は働きません。

さらに、国連の「ビジネスと人権」に関する指導原則の観点からすれば、ホテルは施設内での人権侵害の予防と起きた場合の救済の責任を有します。「社会正義の実現」を掲げるなら、ホテルに対し、性暴力被害者の救済をすることを求めるべきなのに、ホテルの営業利益の側に立ち、被害者に協力しないことを正当化するのは本末転倒です。

第三に、捜査官Aの声については、元代理人側は、2024年10月の記者会見で、捜査官Aの発言が音声を変更することなく無断で使用されていると述べましたが、当初より全ての警察官の声を加工・変更して使用しており、事実と異なります。このことは伊藤氏は、2024年7月の元代理人との協議の際に説明済みです。

なお、捜査官Aは、「公益通報者保護法」第2条の「公益通報」にあたりません。捜査官Aは、犯罪被害者の伊藤氏に対し、逮捕状が出たのに上からの指示で執行されなかったという捜査状況を説明し、あきらめるよう話したのであり、その状況について警察内部や報道機関、公的機関に通報していません。実際、伊藤氏が裁判への協力を求めた際、捜査官Aは、伊藤氏に、養ってくれるなら、などと言った上で、断っています。

伊藤氏は、被害届すらなかなか受理されず、本件がもみ消されるとの危機感から、性犯罪被害者として事件に関するすべての音声の記録を行うようになりました。捜査官Aとの話は、捜査官による犯罪被害者への捜査状況の説明であり、取材源といえるかも疑問です。

捜査官Aの発言の利用は、明確な性犯罪であった本件が権力によってもみ消された事実を社会に示す公益性があることは明らかです。

ただし、協力者としての側面もあることから、2024年7月の西廣弁護士側との協議後、最新バージョンでは、声と姿をさらに加工しています。

第四に、元代理人の映像・音声の利用については、2017年10月に西廣弁護士を含む当時の代理人弁護士から、BBCの伊藤氏のドキュメンタリー作成のための撮影の許可と、それを別の媒体でも使用を許可する契約書に署名をもらっています。そのうえで、実際に使う映像は2023年12月に元代理人たちに見せて確認をとっています。他方、西廣弁護士との電話の会話は、伊藤氏がセルフ・ドキュメンタリーの手法をとり、毎日すべての行動を撮影・記録していたことから、電話の相手方の声として録音されたものです。しかし、映像がなかったため、事前の確認が抜け落ちてしまったものです。それは伊藤氏のミスであり、すでに2024年7月31日の西廣弁護士らとの協議において、伊藤氏は謝罪し、その部分を削除するなどの提案をしています。西廣弁護士からはその提案について反応はありませんでしたが、すでに昨年8月には削除しています。

第五に、無許可使用で問題となった第三者の方々の映像・音声については、新しいバージョンでは個人の特定がされないよう適切な処理を施すとともに、すでに関係ある方々と接触して問題の解決にあたっています。今後同様の問題が発見された場合にも、代理人を窓口として、誠実に問題の解決に当たっていく所存です。

最後に、元代理人との関係につきましては、伊藤氏の性被害からの救済について数年にわたり尽力されてきたことへの感謝から、伊藤氏からの説明不足や落ち度も一因でこじれてしまった関係を修復すべく、伊藤氏側は一貫して元代理人らとの協議を求めてきました。この度、弁護士会の紛議調停を申立てており、直接の話し合いによる解決を目指します。